

令和元年6月市議会 総務委員会資料

第70号議案 令和元年度長崎市一般会計補正予算（第2号）

【目次】

ページ

【2款 総務費 1項 総務管理費 6目 財産管理費】

1 基金積立金

(1) 森林環境譲与税基金 1～3

理 財 部
水 産 農 林 部
令和元年6月



予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
30~31	2 総務費	1 総務管理費	6 財産管理費	1-1	基金積立金 森林環境譲与税基金	千円 24,528

1 森林環境税及び森林環境譲与税について

(1) 森林環境税[国税]及び森林環境譲与税の創設

ア 創設目的

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が平成31年3月29日に公布され、森林環境税及び森林環境譲与税(以下「譲与税」という。)が創設された。

森林環境税及び譲与税は、国内の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設されたもので、譲与税は森林の整備及びその促進に要する経費に充てるよう定められている。

なお、森林環境税[国税]の賦課徴収は個人住民税均等割と併せて行うこととなっている。

イ 森林環境税[国税]及び譲与税の内容

(ア) 森林環境税【令和6年度～】

①納税義務者等：国内に住所を有する個人に対して課する国税

②税 率：1,000円

③賦課徴収：市町村(個人住民税と併せて実施)

(単位:円)

種 別		H31(R1)~R3	R4~R5	R6~
森林環境税	国税			1,000
個人住民税 均等割	県民税	標準税率	1,000	1,000
		東日本大震災復興 (H26~R5)※1	500	500
		ながさき森林環境税 (H19~R3)※2	500	(未定)
	市民税	標準税率	3,000	3,000
		東日本大震災復興 (H26~R5)※1	500	500
計		5,500	5,000	5,000

※1 「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」により臨時的引上げ

※2 「ながさき森林環境税」を継続するかどうかは、令和3年度までに県が結論を出す

(イ) 森林環境譲与税【平成31(令和元)年度～】

- ①譲与総額 : 森林環境税の収入額に相当する額(※3)
- ②譲与団体 : 市町村、都道府県
- ③使 途 :
 (市町村) 間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用
 (都道府県) 森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用
- ④譲与基準 :
 (市町村) 総額の9割に相当する額を私有林人工林面積(5/10)、林業就業者数(2/10)、人口(3/10)で按分
 (都道府県) 総額の1割(※4)に相当する額を市町村と同様の基準で按分

※3 令和5年度までの間は、暫定的に交付税及び譲与税配付金特別会計における借入れにより対応

※4 制度創設当初は都道府県への譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行

	譲 与 基 準			
	私有林人工林面積(ha)	補正率	林業就業者(人)	人口(人)
長崎市	4,420.89	1.0	66	429,508

ウ 施行日 (ア)森林環境税 令和6年1月1日
 (イ)森林環境譲与税 平成31年4月1日

2 基金設置の目的

法令で定められた用途どおり確実に執行するとともに、長期にわたり森林の整備及びその促進に関する施策の費用と財源の関係を明確にするため、譲与税の受入先として「森林環境譲与税基金」を設置し、譲与税を積み立て、森林の整備及びその促進に要する経費の財源に充てるため設置するもの。

3 積立予定額

(単位:千円)

R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
24,528	24,528	24,528	36,794	36,794	36,794	52,124	52,124
R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度～	
52,124	52,124	67,456	67,456	67,456	67,456	82,788	

4 財源内訳

事業費	財 源 内 訳			
	国庫支出金	地方債	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円
24,528	—	—	—	24,528

森林環境税及び森林環境譲与税の制度設計イメージ

森林整備等のために必要な費用を、国民一人一人が広く等しく負担を分任して森林を支える仕組み

令和6年度から施行

国

平成31(令和元)年度から施行

